

令和5年第1回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議事日程

令和5年5月10日（水）午前10時開会

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について
- 第 3 副議長選挙について
- 第 4 会議録署名議員の指名について
- 第 5 議席の指定について
- 第 6 会期の決定について
- 第 7 常任委員の選任について
- 第 8 議会運営委員の選任について
- 第 9 報第1号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 報第2号 専決処分報告について
上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 報第3号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第12 報第4号 専決処分報告について
令和5年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第13 議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第2号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について

本日の会議に付した事件

第1から第14まで議事日程に同じ

- 追加日程第15 静香苑環境施設組合議員の選出について
- 追加日程第16 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について
- 追加日程第17 奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について

追加日程第 18 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

追加日程第 19 議員の派遣について

追加日程第 20 議第 3 号 議会選出監査委員の選任について

出席議員（12名）

1番	服部公英	2番	東初子
3番	牧浦秀俊	4番	竹之内剛
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	氏原賢一
9番	上村哲也	10番	竹中亮造
11番	安中和	12番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	こども未来課長	寺口万佐代
生き生き対策課長	林栄子	教育総務課長	辻村純

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（森本朋人）** 皆様、おはようございます。事務局長の森本でございます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が議長の職務を行うこととなっております。年長の木内議員をご紹介します。

（木内利雄議員 議長席着席）

○**臨時議長（木内利雄）** おはようございます。ただいまご紹介いただきました木内利雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

————— ◆ —————

◎開会の宣告

○**臨時議長（木内利雄）** ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

————— ◆ —————

◎開議の宣告

○**臨時議長（木内利雄）** これから本日の会議を開きます。

————— ◆ —————

◎町長の挨拶

○**臨時議長（木内利雄）** 初めに、招集者のご挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○**町長（今中富夫）** 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早朝よりお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

さて、皆様方は、令和5年4月23日に行われました上牧町議会議員選挙におきまして、住民の代表として選ばれました。誠におめでとうございませう。心からお祝いを申し上げます。これからは議会の場を通じお互い議論を深め、よりよい上牧町をつくり上げていきたいと考えておりますので、どうぞ今後とも議員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、5月8日からコロナ感染症が2類から5類に引き下げられ、平時ということに移行いたしました。が、感染の対策は個人、また事業者などの判断に委ねられました。私たちは、決してコロナはなくなることを意識をしながら、日常生活を取り戻していかなければならないというふうに感じております。これからはしっかりと感染対策を行っていく必要があるのではないのかというふうにも考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございませう。

報第2号につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免について、厚生労働省より令和5年度の取扱いが示されましたので、当該通知に伴い、上牧町介護保険条例の一部を改正するものでございませう。

報第3号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございませう。

報第4号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,803万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億3,776万2,000円としております。

内容といたしましては、歳入説明書4、5ページ、款国庫支出金、項国庫負担金、目衛生費国庫負担金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金では、特例臨時接種が期間延長されたことに伴い、引き続き新型コロナウイルスワクチン追加接種を実施する財源として5,016万7,000円を、同じく目衛生費、国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金では3,786万4,000円を増額計上し、合わせて歳出説明書6、7ページ、款衛生費、項保健衛生費、目予防費では、新型コロナウイルスワクチン追加接種を実施する事業費として8,803万1,000円を増額計上しております。いずれも、緊急に処理を

する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

議第1号につきましては、教育委員会部局の諮問機関として設置しておりました上牧町人権施策審議会を町長部局に移行することに伴い、上牧町附属機関設置条例の一部を改正するものでございます。

議第2号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,897万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,674万円としております。

内容といたしましては、歳入説明書4、5ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目民生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金では、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得のひとり親世帯を除く子育て世帯に支給される子育て世帯生活支援特別給付金の財源として1,765万4,000円を、同じく款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金では、ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金の財源として3万8,000円を増額計上し、合わせて、歳出説明書6、7ページ、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉費では、子育て世帯生活支援特別給付金を給付する事業費として1,769万2,000円を増額計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整のため、128万6,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は8億6,740万7,000円となっております。

次に、歳出、説明書6、7ページ、款教育費、項小学校費、目小学校管理費では、上牧第二小学校外壁改修に伴う工事請負費として128万6,000円を増額計上しております。

以上のとおり、案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（木内利雄） ただいま今中町長の挨拶が終わりましたので、お手元に配付してお

ります議事日程のとおり、議事を進めてまいりたいと思います。

◇

◎仮議席の指定について

○臨時議長（木内利雄） 日程第1、仮議席の指定について。

仮議席は、会議前に、くじにより決定した、ただいま着席の議席を指定いたします。

◇

◎議長選挙について

○臨時議長（木内利雄） 日程第2、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選かのいずれの方法といたしまししょうか、お伺いをいたします。

（「投票で」と言う者あり）

○臨時議長（木内利雄） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（木内利雄） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に安中議員、竹中議員、氏原議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

次に、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（木内利雄） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。当然ですが白票は無効といたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（木内利雄） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（木内利雄） 投票箱は異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○臨時議長（木内利雄） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（木内利雄） 投票漏れなしと認めます。

投票をこれで終わります。

これより開票をいたします。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（木内利雄） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、遠山議員6票、康村議員5票、上村議員1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、遠山議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（木内利雄） ただいま議長に当選されました遠山議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました遠山議員より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

遠山議員。

（12番 遠山健太郎 登壇）

○12番（遠山健太郎） 皆さん、こんにちは。ただいまの選挙におきまして当選をさせていただきまして、議長と就任をさせていただくことになりました遠山健太郎でございます。改めましてよろしくをお願いいたします。

まずは大変うれしく、ありがたく、そして身の引き締まる思いでいます。9時からの議員懇談会で、ユーチューブでも多分配信をされていると思いますけども、そちらで所信の表明、一端を述べさせていただきましたけれども、今、上牧町議会、アフターコロナということで大きな転換期を迎えています。国において様々な法律の改正やそれに伴う上牧町の条例も改正をされていますし、アフターコロナということで、様々な補正予算の計上、議会の審議も多岐にわたってくるかと思っています。今こそ私たち議会議員が一丸となりまして、理事者の皆様から提案ある議案を一つ一つ、これは是々非々の判断でしっかりと議論をし、対等の立場でこれからも議論をしていきたい。その一役、そしてその、私としては縁の下の力持ちとして皆様をお支え申し上げまして、しっかりとした立場で、言うときには物をしっかり申し上げる、そういう議会の一員として、議長として務めさせていただきたいと思います。

このたび、選挙にて無事当選させていただきまして、本当にありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○臨時議長（木内利雄） 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただき、ありがとうございます。

それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（遠山健太郎） それでは再開いたします。

◇

◎副議長選挙について

○議長（遠山健太郎） 日程第3、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票で」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（遠山健太郎） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に服部議員、東議員、牧浦議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（遠山健太郎） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（遠山健太郎） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番から順番に投票願います。

（投票）

○議長（遠山健太郎） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（遠山健太郎） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、石丸議員6票、牧浦議員5票、上村議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。

よって、石丸議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(遠山健太郎) ただいま副議長に当選されました石丸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をします。

それでは、副議長に当選されました石丸議員より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

石丸議員。

(5番 石丸典子 登壇)

○5番(石丸典子) 皆さん、こんにちは。ただいま投票により副議長にさせていただきました石丸典子でございます。議案に対しては是々非々の立場で臨んでまいりますけれども、議会運営は民主的に進めて、新しい感覚で議長職を進められます遠山議長をしっかり補佐して、活発な議会となるよう努力してまいりますので、どうか皆様のご協力よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長(遠山健太郎) 石丸議員が副議長に当選されました。どうもありがとうございました。それでは休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前11時30分

○議長(遠山健太郎) それでは再開いたします。



◎会議録署名議員の指名について

○議長(遠山健太郎) 日程第4、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。石丸議員、氏原議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。



◎議席の指定について

○議長（遠山健太郎） 日程第5、議席の指定について、これを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番、石丸議員、2番、氏原議員、3番、竹中議員、4番、安中議員、5番、東議員、6番、上村議員、7番、竹之内議員、8番、牧浦議員、9番、服部議員、10番、康村議員、11番、木内議員、12番、遠山議員。

以上、ただいま申し上げたとおり指定いたします。

なお、6月の定例会までに、事務局のほうで名札の差し替えを行いますので、本日の会議は、ただいま着席の仮議席のまま行いたいと思います。よろしく願いいたします。



◎会期の決定について

○議長（遠山健太郎） 日程第6、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎常任委員の選任について

○議長（遠山健太郎） 日程第7、常任委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 議長一任という声がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任については議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから常任委員を指名いたします。

なお、委員の定数につきましては、委員会条例第2条の規定により、総務建設常任委員6名、文教厚生常任委員6名となっておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に、東議員、上村議員、服部議員、康村議員、木内議員、遠山議員、以上6名を、文教厚生常任委員に、石丸議員、氏原議員、竹中議員、安中議員、竹之内議員、牧浦議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いします。後ほど発表いたします。



◎議会運営委員の選任について

○議長(遠山健太郎) 日程第8、議会運営委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任については議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2、第2項に規定されておりますので、念のため申し添えます。

議会運営委員に、石丸議員、東議員、上村議員、牧浦議員、康村議員、木内議員、以上6

名を選任いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いします。後ほど発表いたします。

この際、IT会議、広報委員会につきましても、ほかの委員会同様、選任したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任は議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。IT会議に、氏原議員、安中議員、竹之内議員、牧浦議員、服部議員、康村議員、以上6名を選任いたします。

広報委員に、石丸議員、氏原議員、竹中議員、安中議員、東議員、上村議員、竹之内議員、以上7名を選任いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いします。後ほど発表いたします。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第9、報第1号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長(山下純司) 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年3月31日に専

決処分をさせていただいたものでございます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の賦課限度額を2万円引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減判定所得基準額について、物価の動向を踏まえ、低所得者世帯の保険税における均等割及び平等割の5割及び2割の軽減判定所得基準額を引き上げるものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の特例について、令和4年度の保険税であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年4月以後に納期限が到来するものについても、特別調整交付金の財政支援が行えることから納期限を延長するものでございます。

それでは、改正内容について説明いたします。

第2条では、後期高齢者支援金等課税額、支援分の課税限度額20万円を22万円に引き上げるものでございます。なお、基礎課税額、医療分及び介護納付金課税額、介護分につきましては据置きとなっております。第23条では、低所得世帯の保険税における軽減判定所得基準額について、5割軽減については28万5,000円を29万円に、2割軽減については52万円を53万5,000円に引き上げるものでございます。第24条の2では、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、雇用保険受給資格通知での離職日等の確認も可能となりましたので、所要の改正を講じるものでございます。附則第2項、第3項、第4項及び第5項から第13項では、第23条第1項を第23条に改めるなど、規定の適正化を図っております。附則第15項では、令和3年度分及び令和4年度分までを令和4年度分に、令和5年3月31日を令和5年12月31日に改めるものでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行する必要があるため、専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第10、報第2号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(青山雅則) 報第2号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第4号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年5月8日よりの新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を踏まえ、令和5年2月10日付、厚生労働省事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、介護保険の第1号保険料の減免措置が令和4年度限りとなったことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容といたしましては、令和4年度分の保険料であれば、令和5年4月1日以降に納期限が設定される第1号保険料について減免対象とする取扱いになることから、条例の附則第7条第1項中の令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料、これを令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したこと等により、令和5年4月1日以降に納期限が到来するものに改めるものでございます。

この条例は令和5年4月1日から施行するもので、令和5年3月31日付で専決処分とさせ

ていただいておりますので、ご報告申し上げます。

以上が今回の改正内容となります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第11、報第3号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 報第3号 専決処分報告について説明いたします。

専第5号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことから、上牧町税条例につきましても、適用日までに条例の一部を改正する必要がございますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和5年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今回、地方税法等の改正で、令和5年4月1日に施行された主な内容といたしましては、

地方税統一QRコード等を用いて納付または納入する場合の様式の新設、固定資産税関連では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について、大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設、軽自動車税関連では、環境性能割の臨時的軽減措置の終了と種別割のグリーン化特例の適用期限の延長となっております。

それでは、法改正に伴い、改正いたしました上牧町税条例の内容につきまして、説明いたします。

第46条では個人住民税、第48条及び第50条では法人住民税、第98条及び第100条、101条ではたばこ税について、それぞれ地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正でございます。附則第8条では、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を令和9年度まで延長を、附則第10条では、今回の改正に伴う読替規定の整備を、附則第10条の2では、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を3分の1と定める規定と、法改正に合わせた項ずれの改正を、附則第10条の3では、大規模修繕等が行われるマンションに対する税額の減額措置を受けようとするものがすべき申告についての規定と項ずれの改正を、附則第15条の2及び第15条の6では、環境性能割の臨時的軽減措置の終了に伴う規定の削除を、附則第16条では、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の適用期限を3年間、25%軽減の対象については、2年間の延長と項ずれの改正を、附則第16条の2では、法改正に伴う規定の整備を、附則第17条の2では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、適用期限を令和8年度まで延長を、附則第25条では、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について、規定の整備をそれぞれ規定、もしくは改正するものでございます。

附則では、第1条で、この条例の施行期日を法改正の施行に合わせ、令和5年4月1日としております。第2条及び第3条では、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第12、報第4号 専決処分報告について、令和5年度上牧町一般会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(中川恵友) 報第4号 専決処分報告について、ご説明いたします。

専第6号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第1回)につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和5年4月1日に専決処分させていただいたものでございます。

補正予算の内容については、先ほど町長より説明させていただいた内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(遠山健太郎) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第13、議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(中川恵友) 議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、人権問題に関する啓発等の事業に関する業務を教育委員会事務局から町長部局へ移管したことにより、附属機関設置条例第2条別表に定める附属機関、上牧町人権施策審議会の執行機関を教育委員会から町長に改める所要の改正を行うものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(遠山健太郎) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第14、議第2号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第2回)

について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(中川恵友) 議第2号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第2回)について

ご説明いたします。

補正予算(第2回)の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(遠山健太郎) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番(石丸典子) 5番、石丸典子です。

一般会計補正予算(第2回)ですけれども、歳出の6ページ、7ページの教育費のところですが、今回、補正予算として工事請負費、上牧第二小学校東館外壁改修工事ということで128万6,000円計上されております。

5月の臨時議会での改修工事ですが、当初の予算でこのことは計上が見込まれなかったのはなぜでしょうか。この資料を見させていただきますと、外壁が経年劣化により一部において剝離しているということで、壁が落ちているような資料も出されていますけれども、時系列で経過の説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） それでは、順次答弁をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（辻村 純） それでは、上牧第二小学校の東館外壁改修工事について説明いたします。

この一部において剝離が発生いたしましたのが4月の末でございましたので、当初予算のときには異常が見つけれなかったということで、今回4月末に剝離が発生して、緊急の対応が必要ということで、今回補正計上させていただきました。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 当初予算のときには分からなかったということなんですけども、それで、通行ができない状態で、通行できないような措置がされていたということなんですけども、今回、補正予算で上がるまで対応を十分安全確保されている状態だったのかということ、外壁が、壁が剥がれてきているということですので、ほかにこういうようなところが、第二小学校で大丈夫なのかどうかということをお説明いただけますか。

○議長（遠山健太郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（辻村 純） 今は建物の公団側の壁が剝離しておりますが、やはりほかのところも可能性としては起こり得ると思いますので、改修工事のときには、ほかのところも点検をしていただいて、適切な処置をしていこうと思っております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 本来なら事前に、壁が落ちるまでに対応が要るような状況ではなかったのかということは、指摘せざるを得ません。

今回、基金からの同額の繰入れの予算になってきておりますね。こういうところについては、事前にしっかり調査をされて、しっかり改修が行えるように、今後、点検を厳重にお願いしたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘のとおりだと思います。

その部分につきましては、コンクリートの中の鉄筋の部分が膨張をして、表面が剝離をしたというふうに認識をしております。この部分については、さきの大規模改修等の対象とはなっていない箇所であることが確認をされておりますので、子どもたちの安全を確保する上においては、そのきめ細やかな学校の校舎等の安全についても、教育委員会として確認等を怠ることなく、実行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○5番（石丸典子） お聞きをしておきますけれども、工事には2週間程度というふうに書かれておりますけれども、しっかり対応されるようお願いして終わります。

以上です。

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

お諮りいたします。

静香苑環境施設組合同規約第5条の規定による組合議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第15として議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、静香苑環境施設組合同議員の選出について日程に追加し、追加日程第15として

議題とすることに決定いたしました。



◎静香苑環境施設組合議員の選出について

○議長（遠山健太郎） 追加日程第15、静香苑環境施設組合議員の選出について。静香苑環境施設組合同規約第5条の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、静香苑環境施設組合議員の選出につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。

静香苑環境施設組合の組合議員として、康村議員を選出したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま発表したとおり、康村議員を静香苑環境施設組合議員に選出することに決定いたしました。

お諮りいたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第5条第1項の規定による山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第16にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。

◇

◎山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

○議長（遠山健太郎） 追加日程第16、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について、これを議題といたします。山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第5条第1項の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として、服部議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、服部議員が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

お諮りいたします。

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約第5条の規定による奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第17として議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第17として議題といたします。

◎奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について

○議長（遠山健太郎） 追加日程第17、奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について、これを議題といたします。奈良県葛城地区清掃事務組合同規約第5条の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 議長一任という声がありますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。

奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員として、竹中議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、竹中議員が奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員に決定いたしました。

先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会、IT会議、広報委員会の委員長、副委員長を互選していただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時05分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

各委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、報告いたします。

総務建設委員会委員長、上村議員、副委員長、東議員。文教厚生委員会委員長、牧浦議員、副委員長、竹之内議員。議会運営委員会委員長、木内議員、副委員長、康村議員。IT会議

キャプテン、竹之内議員、副キャプテン、氏原議員。広報委員会委員長、東議員、副委員長、竹之内議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も継続して調査したいとの申出がありました。この申出を日程に追加し、追加日程第18として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申出を日程に追加し、追加日程第18として議題とすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長(遠山健太郎) 追加日程第18、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も調査が終了するまで継続して調査したいとの申出があります。この申出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議員の派遣について日程に追加し、追加日程第19として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第19として議題といたします。



◎議員の派遣について

○議長（遠山健太郎） 追加日程第19、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。令和5年度において、会議規則第73条、第127条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市など、また研修会等に町議会議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、令和5年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

ただいま、町長から議会選出監査委員の選任について議案が提出されております。

お諮りいたします。

議会選出監査委員の選任についての議案を日程に追加し、追加日程第20として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出監査委員の選任についての議案を日程に追加し、追加日程第20として議題といたします。

東議員の退出を求めます。

（2番 東 初子 退場）



◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 追加日程第20、議第3号 議会選出監査委員の選任について、これを

議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（森本朋人） 議第3号 議会選出監査委員の選任について。

下記の者を議会選出監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記。北葛城郡上牧町、東 初子。

○議長（遠山健太郎） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 議第3号 議会選出監査委員の選任についてご説明いたします。

本件は、議員のうちから選出する監査委員に東 初子議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

同意賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

東議員、入場願います。

（2番 東 初子 入場）



◎閉会の宣告

○議長（遠山健太郎） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長（遠山健太郎） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案承認、議決を頂きまして、ありがとうございます。また、この臨時議会で議長、副議長、そして各委員会の構成、そして委員長、副委員長、全て決定をされました。大変ご苦勞でございますが、これから引き続き1年間、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

新人の議員さん、3名おられるわけでございますが、上牧町の議会、それぞれ委員会、それと本会議併せまして、意見を活発に闘わせながら、議会運営、行政運営をやってきております。これから新しい議員さんも、それぞれ考えておられるところ、主張されておられるところがあるわけでございますので、しっかりと委員会で質問等いただきますよう併せてお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） これをもちまして令和5年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 木内利雄

議長 遠山健太郎

署名議員 石丸典子

署名議員 氏原賢一